

第6号様式（第5の2関係）

議 事 概 要

会 議 名	令和7年度第1回志布志警察署協議会
会 議 日 時	令和7年7月31日（木）午後1時30分～午後3時10分
会 議 場 所	志布志警察署会議室
出 席 者	1 警察署協議会 会長以下 8人 2 警察署 署長以下 9人
<p>（会議の概要）</p> <p>【体験活動】 運転技能シュミレーション体験</p> <p>【業務説明など】 1 当署管内の治安情勢について 2 当署の活動・取組の紹介について 3 速度取締の指針について</p> <p>【委員からの警察に対する意見要望と回答】 1 警務課関係 (1) 警察署、交番、駐在所の皆様の平素の活動を可視化（相談件数や活動内容など）して見えていない貢献活動を可能な範囲で市民の皆様へ発信し、信頼向上に寄与してはどうか。 【回答】 令和7年6月30日時点における鹿児島県警全体の相談受理件数は約3万5,000件であり、うち当署では約700件となっている。 相談内容は、例えば交通関係で言うと、横断歩道の薄くなった白線を引き直してほしいとか速度超過などの取締りの要望が多くあり、また、刑事関係では、うそ電話詐欺の電話が架かってきたなどが多い状況である。 具体的な相談内容については、プライバシーを多く含むものであることから、非公表となっているが、防犯や交通安全などに関するものについては、可能な限り広報していきたい。 また、当署の活動内容は、広く利用されている鹿児島県警のホームページやSNSの鹿児島県警公式アカウントのインスタグラムなどにおいて記事を掲載している。 今後においても、あらゆる機会を捉え、さらに活動内容の記事をホームページやインスタグラムなどに掲載していくことはもとより、これらの記事が県民の皆様の日にとまるように広報していきたい。 (2) 警察、学校、郵便局、近代日本の形成に大きく貢献してきた団体が連携して、関連する史実を学び、現在に活かすための協議会を発足したい。 【回答】 御提案の協議会の発足に向けては、志布志市、大崎町の安全安心を支える協議会となるよう、当署も共に検討させていただければと思っている。 (3) 南海トラフ地震による津波被害が予想されるため、警察署の移転を早めにするべきではないか。 【回答】 警察署整備計画については、警察本部で検討することとなる。 警察本部によると、警察署は県下で27署あり、築年数、老朽化、狭隘化、その他様々な要件などを検討して警察署の建て替え整備を計画しているが、現時点では、当署の移転についての具体的な計画はない。 当署は、昭和56年6月から施行された新耐震基準（建築基準法）により、平成3年3月に竣工され、築後34年経過しているものの、目標使用年数は60年であり、県下27警察署の中では比較的新しい警察署になる。 なお、南海トラフ巨大地震が発生した場合に備え、警察通信機器の機能を維持するため、令和6年度に非常用発電設備移設工事を行い、浸水対策を講じているほか、警察署機能移転訓練などを行っているところである。 昨年度の署協議会の要望については警察本部に伝えており、委員の要望を再度、警察本部に伝えることとする。</p>	

2 生活安全刑事課関係

- (1) 銀座街、商店街の防犯カメラ設置などに関する協力をお願いしたい。

【回答】

防犯カメラは、志布志市は有明大橋に1台設置されているのみであるが、今年度中に全小中学校付近に防犯カメラを設置運用予定であるとのことである。

また、大崎町は防犯カメラを交差点や学校付近に合計11台設置して運用している。令和7年6月に、志布志市役所総務課と大崎町役場総務課に対して防犯カメラの増設を検討するように依頼済みであるが、再度、増設依頼を実施したいと思っている。

- (2) 自治会内で住宅の不法侵入や不審な人物などの情報があった。

このあたりの発生状況や対策などについて伺いたい。

警察の対応状況や各自でできる対策の発信、それへの助成金などの情報もあれば伺いたい。

【回答】

まず、不法侵入については、窃盗目的の住居侵入、建造物侵入などが発生しており、本年中も多数検挙している。

不審者については、「声掛け・つきまといなど」の事案を脅威事案と言うが、この事案について管内では、本年中9件を認知している。

検挙に至らない不法侵入や不審者の情報を入手した際は、関係箇所のパトロールなどを実施している。

児童に対する声掛け事案などを認知した場合は、学校に対して警戒を依頼し、青パトなどにも情報共有し、「県警あんしんメール」で必要な情報を掲載するように依頼している。

各自でできる対策としては、防犯カメラやセンサーライトなどの設置があり、被害に遭われた人などには現場において教示している。

また各種防犯講話などでも教示している。

助成金については、県警察に助成金制度はなく、市役所などに確認したが、現在のところ、そのような制度はないということであった。

- (3) 犯罪が特定の地域に多く発生している場合、その地域に集中して例えば防災無線などを使用した防犯広報はできないか。

【回答】

御意見の防犯広報の方法は効果的と考えるが、被害者のプライバシー保護も配慮しなければならぬ。

現在のところ、犯罪が特定の地域に多数発生した場合は、パトロールの強化、青パト隊や学校との連携を図っている。

3 交通課関係

- (1) 志布志市在住の外国人技能実習生の自転車運転指導について各事業所に一定の指導要綱を提示してほしい。

【回答】

各事業所の外国人技能実習生に対しては、主に自転車運転指導に関する交通安全講話を実施している。

現在のところ、一定の指導要綱というものはないが、県警ホームページに英語や中国語などの交通ルールに関するチラシや外国語による自転車の安全利用に関するチラシなどを掲載しているので、今後、各事業所に配布したり、外国人技能実習生に対する交通安全講話の際に配布するなど、外国人技能実習生に対する交通安全指導の徹底に努める。

- (2) 志布志小学校側から志布志中学校に向かう道路の規制（7:30～8:30）の緩和をしてもらいたい。

【回答】

規制時間は午前7時30分から午前8時30分となっているが、令和6年の交通安全総点検で、学校関係者から「送迎車が多い時間帯に合わせて規制時間帯を変更してほしい。」との要望を受けている。

調査の結果、午前7時から午前8時までの間に通過車両が多いのを確認している。

また、車道の幅員もカーブ付近では狭くなっており、交通量が増えると対向車同士の交通事故が増えるおそれがある。

この件については、今後、志布志小学校、志布志中学校の関係者と話し合いを行い、児童が交通事故に巻き込まれないような交通環境を構築できるように努めたいと考えている。

- (3) 志布志高校前横断歩道は生徒が横断歩道に立っていても停車しない車両が多い。

【回答】

同所は信号機の設置されていない横断歩道であるが、交通量も多く危険な場所であるので、街頭立哨と併せて交通違反取締りを強化することを検討する。

- (4) 自転車のルールを知らない児童、外国人、ルールを知っていても気にしない学生、大人、高齢者について、交差点を斜めに横断、曲がり角を横切る、数台で道幅に広がる、二人乗り、スマホ操作・傘差し運転、ヘルメット未着などよく見かける。

自転車のルールについて、何かの折に周知徹底して欲しい。

【回答】

県警ホームページに、自転車の安全利用や自転車に対する交通反則通告制度（いわ

ゆる青切符)に関するチラシを掲載していることから、これらのチラシを交通安全教室や法令講習、交通安全キャンペーンなどで配布するほか、市役所の広報誌や交番のミニ広報誌などへの掲載、地元のラジオで広報したりするなど、あらゆる機会を捉えて、自転車のルールについて、市民などに対する周知徹底を図る。

また、自転車交通反則通告制度の法改正決定後、県下各署の警察官に対し、県警本部交通部の担当者が自転車(乗り)違反に対する指導警告・取締り方法の教養を実施したところである。

現在、県警本部交通部では、鹿児島市内をはじめ各警察署管内において、現場で自転車交通違反の指導警告・取締りなどを行っており、これらの活動により県民への周知に努めている。

当署においては、昨日、志布志市街地において県警本部交通部と合同で自転車(乗り)違反に対する指導警告・取締りなどを行っているが、今後、委員の御意見を活かし自転車に特化した交通対策活動を実施する。

(5) 危険箇所の保護者情報について(令和7年度 香月小学校安全マップから)

①の箇所～道が狭く暗い。スピードを出す車が多い。

④の箇所～ミラーが2つあるが1つ壊れている。

⑮の箇所～車が一時停止しない

【回答】

①の箇所は、付近に大きな街灯などもなく、「スピード落とせ」の標示が若干消失しているのを確認している。

今後、市道を管理する志布志市役所に情報提供を行い、街灯の設置など安心して通行できるような交通環境を作れるように話し合いを行っていこうと考えている。

また、付近に駐車可能な場所があることから、検問などを定期的に行うなど、見せる活動により交通違反者の抑止に努めていきたいと考えている。

④の箇所は、ロードミラーのミラー部分が一部分凹んでおり、フードも破損している状況であることを確認している。

これについても市道を管理する志布志市役所に情報提供を行い、改善していこうと考えている。

⑮の箇所は、通学路でもあり、児童が交通事故に巻き込まれるような危険性が考えられるので、街頭立哨による注意喚起や取締りの強化に努めたいと考えている。

(6) 大崎町西井俣の高速出口から右へ走る車のスピードが出過ぎているので看板を立ててほしい。

【回答】

県道であることから、大隅地域振興局の管理となる。

看板などの設置など注意喚起を促す施策ができないか、大隅地域振興局と話し合っ

ていこうと考えている。

(7) 交差点の草が長く伸びて、少し前に出ないと確認ができない。
車道と歩道の草が1メートルを超えている時があり、子供達が下校している時に不審者がいたら危ないのではと思う。

【回答】

県道であれば大隅地域振興局、市道であれば志布志市役所が管理者となることから、通行に支障が生じる場合は、それぞれの管理者に伐採をお願いすることになる。

また、他人所有の土地などであれば、その土地の管理者に伐採をお願いすることになる。

当署においても、パトロールなどを通じて、危険箇所などの情報収集に努める。

参考として都城志布志道路について、梅雨の影響で草木が生い茂り、通行に支障が出ている状況であったため、大隅地域振興局へ伐採の依頼を行い、現在、伐採作業中である。

(8) ロードミラーの清掃は、どのくらいの頻度ですするのか。

カーブミラーの向き、汚れについて教えて欲しい。

【回答】

ロードミラーは、県道であれば大隅地域振興局、市道であれば志布志市役所が管理している。

ロードミラーの清掃については、年に1回程度、道路管理者やボランティア団体が主体となって実施しているが、時期などは特に決まっていない。

当署では、薩摩藩における人材育成・教育の基盤となった郷中教育を範とし、大兄・大姉及び兄・姉に指定された職員が、弟・妹となる若手職員の良き相談相手となつて、親身になった指導・助言を行い、同弟・妹を所属全体で育成する「きよで愛制度」を活用し、同職員等で奉仕の精神の育成を目的とし、宇都鼻駐在所連絡協議会員の方々と通学路を中心としたロードミラーの清掃などを実施している。

カーブミラーの向きや汚れについては、管理者である大隅地域振興局か志布志市役所に対応をお願いすることになる。

(9) 横断歩道の白線が薄くなっている。

【回答】

横断歩道などの標示は定期的に確認を行って補修している。

摩耗などにより標示が薄くなっている場所があれば、当署に情報提供してもらいたい。

(1) 金融機関などへの警察官の立ち寄りをして欲しい。

【回答】

これまで新型コロナウイルスの影響で立ち寄りを控えていたものの、再開している。
現在、防犯活動の一環として、制服警察官の店舗での買物を行っており、警察官の
見せる活動を強化している。

備 考	
-----	--